

# HADANO MEISUI ROTARY CLUB WEEKLY

例会場 秦野市平沢 2550-1 秦野商工会議所内 TEL(0463)81-1355  
 事務所 秦野市平沢 2550-1 秦野商工会議所内 TEL(0463)81-1355  
 例会日 毎週木曜日 12時30分～13時30分  
 会長 高橋幸雄 幹事 古谷スミ子 会報委員長 河野治男



**BUILDING COMMUNITIES BRIDGING CONTINENTS**  
**地域を育み、大陸をつなぐ** 2010年～2011年度国際ロータリー会長

レイ・クリンギンスミス

第1225回例会 2011年3月24日(木)(曇)

**司会** 小清水正義副幹事

**点鐘** 高橋幸雄会長

**合唱** 「手に手つないで」(大屋富茂君)

**ビジター紹介** 秋山純夫君 松田浩一君(秦野)

**祝結婚記念日** 酒井君(3/27) 小泉君(3/29)

**祝創業記念日** 高橋(修)君(3/24)

## 会長報告

- 本日は秦野RC秋山会長、松田50周年式典実行委員会幹事が式典中止のご挨拶にいらっしゃいました。
- ガバナー事務所より
  - 1、東北関東大震災被害地への支援物資提供について(お礼)
  - 2、小田原城北ローターアクトクラブ 創立15周年記念式典中止のお知らせ
  - 3、秦野RC創立50周年記念式典・講演会中止のお知らせ

## 理事会報告

- 東北関東大地震災の義捐金支援について  
 会員より10,000円以上を募り、合計1,000,000円にしてガバナー事務所に送る。差額についてはスマイル基金を取り崩す。 →承認
- 3/31(木)の花見例会について  
 花見例会は中止し、通常例会に戻す。 →承認
- 消防自動車の贈呈について(タイへの贈呈)

今年度タイ国への消防自動車贈呈は中止する。 →承認

◎ 秋山純夫秦野RC会長

松田浩一50周年記念実行委員会幹事 挨拶



4/23(土)、50周年記念式典、および講演会の中  
 止をお知らせに参りました。東北関東大震災が起き、即、  
 話し合いを持ち、中止を決断、1週間で1,000万円をガ  
 バナー事務所に義援金として届けました。

これからも60年、70年の記念事業は举行されると  
 と思いますが、50年の節目の記念事業として素晴らしい  
 事業が出来たと思います。しかし、登録して頂いたRC  
 の皆様には大変申し訳なく思っております。お許しくだ  
 さい。

会員数	40名
出席数	30名
出席率	76.92%
前々回 の修正	100%

メーク アップ	
------------	--

本日の プログラム	3月31日 ○ 通常例会 (お花見例会の 変更)
--------------	-----------------------------------

次週 のプログラム	4月7日
--------------	------

## 幹事報告

### 【受付文書】

- ① 第28回秦野桜まつり(4/2(土)・3(日))中止のお知らせ
- ② 国際ソロプチミスト秦野より、4/2(土)予定の「大丈夫だよ、がんばろう！」講演会中止のお知らせ
- ③ 米山梅吉記念館より 館報
- ④ 国際ロータリー日本事務局経理室より 4月レートのお知らせ 1ドル=80円
- ⑤ 秦野市役所くらし安全課より、新入学児童・園児を交通事故から守る運動実施要綱について

### 【例会変更】 足柄 茅ヶ崎 秦野

- 義援金について
  - 1、東北関東大震災 一人10,000円以上
  - 2、ニュージーランド震災 一人1,000円以上、ご協力よろしくお願い致します。
- 当クラブの例会について  
3/31(木)、通常例会に変更します。

## スマイル報告

- 秋山純夫君 松田浩一君(秦野)「貴重なお時間を頂きます」
- 高橋幸雄君 「100年に一度の未曾有の震災より半月余り、私事ですが、浦安に住む二女が被災しました。電気、水、ガスのない中、子供たちはインフルエンザにも負けず頑張っています。私たちも力を合わせてこの困難を乗り越えられると信じています」
- 古谷スミ子さん 「秦野RCの秋山会長、わざわざお越しいただきありがとうございます。貴クラブの50周年を心から称えたいと思います」
- 酒井健一君 「結婚祝いありがとうございます」
- 諸星常平君 「東日本大震災は私の故郷福島にも大きな傷跡を残しています。なんとかガンバッテこの困難を乗り越えてほしいものです」
- 小清水正義君 「早く暖かくなって欲しいと思います」
- 河野治男君 「停電がないようにスマイル！」
- 今井茂文君 「スマイルします。寒い!!!」
- 柳川清紀君 「何かいい事がありますように」
- 桐山晃忠君 「被災者の方々に頑張ろうというのは酷かもしれませんが、生きてるだけで素晴らしいと思います」
- 木村眞澄さん 「地震後の福島原発の状況から市民生活に大変影響が出ています。風評被害などに惑わされないように!! 所用のため、早退いたします」
- 諸星道治君 「久々の例会にスマイルします」
- 前 肇君 「スマイルします」
- 北村まり子さん 「山は雪。春はまだ遠い」
- 淵脇美代子さん 「暑さ寒さも彼岸までと言われますが、今朝は昨日の夕方からの雪が降り積もって、銀世

界でした。なごり雪でしょうか。でも放射能が心配です」

合計 44,000 円

## 委員会報告

- 国際奉仕委員会 酒井健一委員長  
「タイへの消防自動車贈呈」の件  
1台は手続きを残すだけでしたが、残り1台計2台を消防署に返納し、被災地に贈って頂くことになりました。
- 社会奉仕委員会 加藤一也副委員長  
「芝桜の植樹」について  
日時 3月26日(土) 13:30～  
作業 芝桜で“名水”という文字を植樹。  
<スコープ大・小を持参して下さい>  
※駐車場がありません。乗り合わせてきて下さい。
- 神崎達朗エレクト  
「研修会」(4/14(木))について  
移動例会で研修会を行う予定でしたが、中止し、通常例会の中で行います。

## 卓話

平成23年度税制改正大綱の概要

酒井健一君



今回の大地震は決算の時期にあたり、停電でコンピュータが動かず、14、15日にやっと何とかになりましたが、申告書の提出は理由があれば期日までに提出できなくてもOKになりました。しかし、この大震災の中で政府は何も動かない中、3月末には予算案を決めなければなりません。子供手当の件や給与所得課税などなど…知らないうちに決まってしまう恐れがあります。皆さんに身近なものをお話しさせていただきます。

### 納税環境整備

- 納税者権利憲章の策定、税務調査手続きの明確化、更生の請求期間の延長、処分の理由付記の実施などの措置を講じ、国税通則法について、制定以来最大の見直しを実施する。

- 国税不服審判所の改革については、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、不服審査手続き、審判所の組織や人事のあり方について見直しを進める。
- 番号制度の早期の導入に向け、「社会保障・税にかかわる番号制度に関する実務検討会」を中心に速やかに検討を進めるとともに、税務面においても法廷調書の拡充などの課題について積極的に検討を進める。

## 個人所得課税

- 給与所得控除に上限を設定する（給与収入 1,500 万円超は一律 245 万円）
- 高額な法人役員などの級歩に係る給与所得控除を縮減する。
  - ・給与収入 4,000 万円超は 1/2 の額（1,250 万円）を上限
  - ・給与収入 2,000 万円を超え、4,000 万円までの間は、控除額の上限を 3/4 とする部分も含め、調整的に徐々に控除額を縮減。
- 特定支出控除について、範囲の拡大などを行い、給与所得者の差額控除の機会を拡大する。
  - ・弁護士、公認会計士、税理士などの資格所得費、勤務必要経費（図書館、衣服費、交際費、職業上の団体の経費）を追加
  - ・適用判定の基準を給与所得控除額の 1/2（現行：控除額の総額）とする。
- 勤務年数 5 年以下の法人役員などの退職金について、1/2 課税を廃止する。また、退職所得に係る個人住民税の 10% 税額控除を廃止する。
- 成年扶養控除について、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であることを踏まえ、控除を縮減。
  - ・障害者、要介護認定者その他心身の状態などにより、就労が困難な扶養親族、65 歳以上の高齢者、学生については引き続き控除の対象。
  - ・給与収入 568 万円（所得 400 万円）以下の納税者については、扶養による租税力の減殺に配慮し、被扶養者の事情にかかわらず、引き続き控除を適用。
  - ・給与収入 568 万円（所得 400 万円）から段階的に控除を縮減し、給与収入 689 万円（所得 500 万円）以上の納税者については控除を廃止。
 （注）現行制度では 23 歳から 69 歳であれば、一律に控除が適用。
- 年金所得者の申告手続きの負担を軽減するため、公的年金などの収入金額が 400 万円以下で、かつ、年金以外の他の所得金額が 20 万円以下の者について申告不要制度の創設等の措置を講じる。
- 上場株式などの配当・譲渡所得などに係る 10% 軽減課税を 2 年延長し、H26 年 1 月から 20% 本則税率とする。これに伴い、いわゆる日本版 ISA の導入時期を H26 年 1 月とする。

## 資産課税

### （相続税）

- 現行「5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数」である基礎控除を「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数」へ引き下げる。
- 最高税率を 55% に引き上げるなど、税率構造を見直す。
- 現行「500 万円 × 法定相続人数」である死亡保険金に抱える非課税枠を「500 万円 × 次のいずれかに該当する法定相続人数」とする。
  - ① 未成年者
  - ② 障害者
  - ③ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者
- 相続税額に係る未成年者控除（現行 6 万円 × 20 歳に達するまでの年数）及び障害者控除（現行 6 万円 × 85 歳に達するまでの年数）について、1 年あたりの控除額を 10 万円に引きあげる。

### （贈与税）

- 暦年課税について、直系卑属（20 歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造を緩和する。
- 相続時精算課税制度について受贈者に 20 歳以上の孫を追加するとともに、贈与者の年齢要件を「65 歳以上」から「60 歳以上」に引き下げる。

## 法人課税

- 我が国企業の国際競争力の向上や、我が国の立地環境の改善などを図り、国内の投資拡大や雇用創出を促進するため、国税と地方税を合わせた法人実効税率を 5% 引き下げる（40.69% → 35.64%）  
このため、法人税率を 30% から 25.5% へ 4% 引き下げる。
- 中小法人に対する軽減税率を 18% から 15% へ 3% 引き下げる。
- 法人実効税率の引き下げと併せ、財源確保のための課税ベースの拡大として、特別償却や準備金制度等の租税特別措置の廃止・縮減のほか、減価償却速度の見直しや、大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限などを行う。
- 雇用や投資を促進するため、雇用を一定以上増加させた企業に対する税額控除制度（増加一人当たり 20 万円）（雇用促進税制）、先進的な低炭素・省エネ設備を取得した場合の特別償却・税額控除制度、国際的に競争優位性を持ちうる大都市を対象とする国際戦略総合特別区域（仮称）内における特別償却・税額控除及び所得控除制度、グローバル企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点を呼び込むための所得控除制度を創設する。
- 租税特別措置の徹底した見直しを進めるため、政策税制措置について 109 項目の見直しを行い、その結果、50 項目を廃止または縮減する。